

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月4日

【会社名】 イオンフィナンシャルサービス株式会社

【英訳名】 AEON Financial Service Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原口 恒和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は
下記の連絡場所で行っております。

【電話番号】 03 - 5281 - 2057

【事務連絡者氏名】 取締役 若林 秀樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田美土代町1番地

【電話番号】 03 - 5281 - 2057

【事務連絡者氏名】 取締役 若林 秀樹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成25年2月12日

【発行登録書の効力発生日】 平成25年2月20日

【発行登録書の有効期限】 平成27年2月19日

【発行登録番号】 25 - 関東13

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【発行可能額】 100,000百万円
(100,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基
づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、
平成26年3月4日(提出日)である。

【提出理由】 平成25年2月12日付で提出した発行登録書のうち、「第一部
証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正するため。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

銘柄	イオンフィナンシャルサービス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定(平成26年3月11日に決定する予定。)
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	未定(平成26年3月11日に決定する予定。)
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1.平成26年3月27日の翌日から平成31年4月27日まで 未定(年0.55パーセント~1.15パーセントを仮条件とし、平成26年3月11日に決定する予定。) 2.平成31年4月27日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに(未定)パーセント(1.70パーセント~2.30パーセントを仮条件とし、平成26年3月11日に決定する予定。)を加算したものとする。
利払日	毎年4月27日及び10月27日
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (1)利息の計算期間 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。)(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、平成26年10月27日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各27日(第1回の利息支払期日を含み、以下利息支払期日という。)にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 本号の規定にかかわらず、平成31年4月27日の翌日以降の本社債の利息を計算するときは、各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。)に保有する各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に本項第(2)号で定義する当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 償還期日後(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。)は本社債には利息をつけない。

	<p>本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「6．劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p> <p>(2) 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次回の利息支払期日までの各期間を利息計算期間（以下利息計算期間という。）とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前（ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下利率基準日という。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（ICE Benchmark Administration Limitedが管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レート（またはその承継者が管理する当該レート）を表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下ロイター3750頁という。）に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート（小数点以下第5位を四捨五入する。以下、6ヶ月ユーロ円ライボーという。）に別記「利率」欄第2項に定める所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日。以下利率決定日という。）に当社がこれを決定する。</p> <p>利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合もしくはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日にすべての利率照会銀行（その利率基準日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいい、以下利率照会銀行という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在の6ヶ月ユーロ円ライボーの提示を求め、その平均値（上位及び下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>本号 の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライボーの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>本号 の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>当社及び別記（（注）「3．社債管理者」）に定める社債管理者は、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を本社事務所または本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）「16．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年4月26日
償還の方法	<p>1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年4月26日（以下償還期日という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の事前承認を得たうえで、平成31年4月27日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p>

	<p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日（以下期限前償還期日という。）より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記（（注）「13．社債権者に通知する場合の公告の方法」）に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記（（注）「6．劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）「16．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年3月12日から平成26年3月26日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年3月27日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には、財務上の特約は付されていない。

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の信用格付を平成26年3月11日付で取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」

（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成26年3月11日付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6. 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本（注）6. (1) ないしと実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6. (1) を除き本（注）6. (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6. (1) ないしと実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本（注）6. (1) ないしと実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6. (1) を除き本（注）6. (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6. (1) ないしと実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、また

は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に戻る。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6.(1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.(1) を除き本(注)6.(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.(1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(注)6.(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6.(1) ないし に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本(注)6.(1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.(1) を除き本(注)6.(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.(1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6.(1) ないし に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)6.(1) ないし にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

(5) 本(注)6.(1)の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本（注）7. (2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。ただし、当社が本号に規定する書類の写を遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、本（注）7. (2)に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書及び訂正報告書においては本（注）7. (2)の電子開示を行った後遅滞なく行うものとする。

8. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、平成26年3月11日付イオンフィナンシャルサービス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）管理委託契約証書（以下管理委託契約証書という。）の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）9. (1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

10. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に掲げる行為を除く。）を行わない。

11. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

12. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。
 - 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。
- (2) 本（注）12. (1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知を行う場合は、法令または管理委託契約証書に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

14. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）13. に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

15. 社債要項の公示

当社は、その本社事務所に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）
 未定

（訂正後）

イオンフィナンシャルサービス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）を取得させる際の引受金融商品取引業者及び社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しております。

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号